

宮城県議会における情報セキュリティに関する基本方針

【令和8年3月16日 宮城県議会代表者会議申合せ】

宮城県議会は、デジタル技術の活用を推進するに当たり、保有する情報資産に対する安全対策を推進するため、ここに「宮城県議会における情報セキュリティに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、以下に取り組むことを宣言します。

1 情報セキュリティ体制の確立

議長を中心とした情報セキュリティ体制を確立し、情報セキュリティ対策を推進します。

2 情報資産の適正管理

宮城県議会が保有する全ての情報資産について、次の点に着目し、適正に管理します。

- (1) 正当な利用者に対してのみ、適切な手段で利用される状態を保ちます。
- (2) 内容に誤りがなく、整合性のとれた状態を保ちます。
- (3) 正当な利用者が必要とするときに、利用できる状態を保ちます。

3 研修の実施

全ての議員に対し、情報セキュリティに関する研修を行い、情報リテラシー及び情報セキュリティ意識の向上を図ります。

4 情報セキュリティ対策の維持及び向上

情報セキュリティ対策の遵守状況を確認するため、情報セキュリティ監査や自己点検を行い、その結果に基づき、必要に応じて基本方針及び関係規定を見直し、社会情勢の変化に対応した情報セキュリティ対策の維持及び向上に努めます。

5 遵守義務

全ての議員は、情報セキュリティの重要性を深く認識し、議会活動及び議員活動に当たっては、基本方針及び関係規定を遵守します。

6 情報セキュリティに関する要領の策定

基本方針に基づき、議会活動及び議員活動の特性を踏まえた情報セキュリティ対策の基準として、情報セキュリティに関する要領を策定します。